第1章 地方公務員共済組合連合会の設立 第1節 連合会発足の背景

1 意義と性格

- (1) 地方公務員共済組合は、昭和37年12月に施行された地共法に基づき設けられた共済組合であるが、地共法制定の際、過去の恩給法、退隠料条例、旧市町村共済法等の旧制度を統合し、新しい地方公務員共済制度として発足したという経緯等から、各共済組合の間には大きな差異がある。すなわち、全国的な規模のもの(地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合)、各都道府県単位のもの(都道府県ごとの市町村職員共済組合46組合)、特定の都市の単独又は複合単位によるもの(各指定都市職員共済組合5組合及び各都市職員共済組合35組合)及び東京都職員共済組合のように東京都の知事部局の職員と各特別区の職員で構成するものなど非常に複雑で異なったものとなっており、その数も全部で90組合(昭和37年12月現在)であった。また、各共済組合のうち、組合の規模が比較的小さい市町村職員共済組合及び都市職員共済組合については、それぞれの各共済組合を構成員とする連合会、すなわち、市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会が設けられた。
- (2) これら共済組合の年金制度の財政単位は、制度発足の昭和 37 年 12 月から昭和 54 年 12 月の第4回目の財政再計算までの間は、16 の単位(地方職員、公立学校、警察、東京都、各指定都市(10 組合)、市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会)に分かれ、それぞれ財政再計算を行っていた。

なお、共済組合の年金財政の再計算は、地共法において、少なくとも 5年ごとに行うこととされており、昭和 42年に第 1回目を、昭和 45年に第 2回目を、昭和 50年に第 3回目を行っていた。

しかしながら、各共済組合(財政単位)の財政状況は、年金受給者の増加等に伴い全体としてその成熟化が進むとともに、各財政単位共済組合の組合員数の増減状況、組合員の年齢構成状況、給与の状況等の各種要素のちがいに基づいて財政収支や成熟度について各財政単位間に格差が生じてきた。したがって、このままの状況で推移した場合には、各財政単位間の財源率(掛金率と負担金率)に大きな格差を生ずることが予想された。

昭和54年12月の財政再計算においては、過去に行われた給与改定や年金改定等によって生じた積立金の積立て不足を補てんするための不足金補てん財源率を新たに計算し、これを掛金及び負担金に反映することとされた。しかし、16の財政単位が個々にこの率を計算すると組合員の掛金率に大きな格差を生じるという問題が起きた。そこで、この不足金補てん財源率の計算にあたっては、従来の掛金率の改定経過等も考慮するとともに地方公務員共済組合間全体の均衡を図り、大きな格差を生じさせないようにしようとする自治省等の政策判断等から、16の財政単位全体を通じて計算することとし、個々の財政単位では、この共通の不足金補てん財源率を適用することとされたため、各組合員の掛金率は比較的均衡していた。

このような政策判断が行われたのは、地方公務員の共済年金制度は、すべての地方公務員 について同一の制度が適用されており、給付内容等についても地方公務員間になんら差がな いにもかかわらず、たまたま所属する共済組合が異なることによって、掛金率等に差が生ず

ることは公平性からみて適当でないとの考えがあったからである。

(3) しかしながら、この時点で既に、前述の不足金補てん財源率についてのプール計算のみで は調整の限界に達しており、今後財政単位が 16 単位のままで推移した場合には、各財政単 位間の掛金率等に相当の格差が生ぜざるを得ないことが明らかになっていた。

そこで共済組合や地方公務員関係労働組合共闘会議等の関係者の間から次回の財政再計算 (昭和59年12月予定)までには、財政単位のあり方を見直す必要があるのではないかとの 意見や認識が示された。

特に、10の財政単位に分立していた各指定都市職員共済組合については、指定都市職員共済組合の連合会のようなものを設けて、昭和59年12月の財政再計算に対応すべきであるなどの意見が出されていた。

(4) 一方、当時のわが国の公的年金制度は、8つの制度(国民年金、厚生年金、船員年金、公共企業体共済年金、私学共済年金、農林漁業団体共済年金、国家公務員共済年金及び地方公務員共済年金の各制度)に分立し、全体の被保険者(組合員)数は、約6,000万人で、うち地方公務員共済年金制度の組合員は約320万人(全体の約5%)となっていた。

また、これらの各公的年金制度の財政単位は26単位に分立(公共企業体共済年金が国鉄、電々、専売の3単位、国家公務員共済年金が連合会及び郵政の2単位、地方公務員共済年金が16単位、他の制度は各1単位)していた。しかし、全体の被保険者(組合員)数の約5%にすぎない地方公務員共済年金が16単位に分立しているのは、他の公的年金制度との比較においても異常な状況とみられており、かねてからその不合理性が指摘されていた。

さらに各公的年金制度の成熟状況が進行するにつれ、各公的年金制度の将来について国会 や有識者間で問題点が指摘されるようになった。

これらを受けて、総理大臣の諮問機関である社会保障制度審議会の中に専門家を委員とする「年金数理部会」という機関が設けられ、各公的年金制度の財政再計算が保険数理に基づき適正に行われているかどうかについて、各公的年金制度を通ずる統一的な方法により検証、助言することとなった。

また、昭和55年6月には、大蔵大臣の私的諮問機関(昭和55年1月に「公的年金制度に関する関係閣僚懇談会」が設置され、その懇談会の了承のもとに設けられた。)として「共済年金制度基本問題研究会」(座長今井一男)が発足し、共済年金に関連する諸問題(官民格差、給付水準の改定、国鉄共済年金対策等)について検討が開始されるとともに、これらの動きとほぼ同時に公的年金制度の一元化論議が行われるようになった。

(5) これらの諸状況や問題点を背景としながら、地方公務員共済年金の財政単位のあり方について、地方公務員共済年金制度を所管する自治省を中心に検討が行われることとなった。

なお、当時の地方公務員共済年金の財政単位ごとの組合員数や年金の成熟状況等は次のとおりであった。

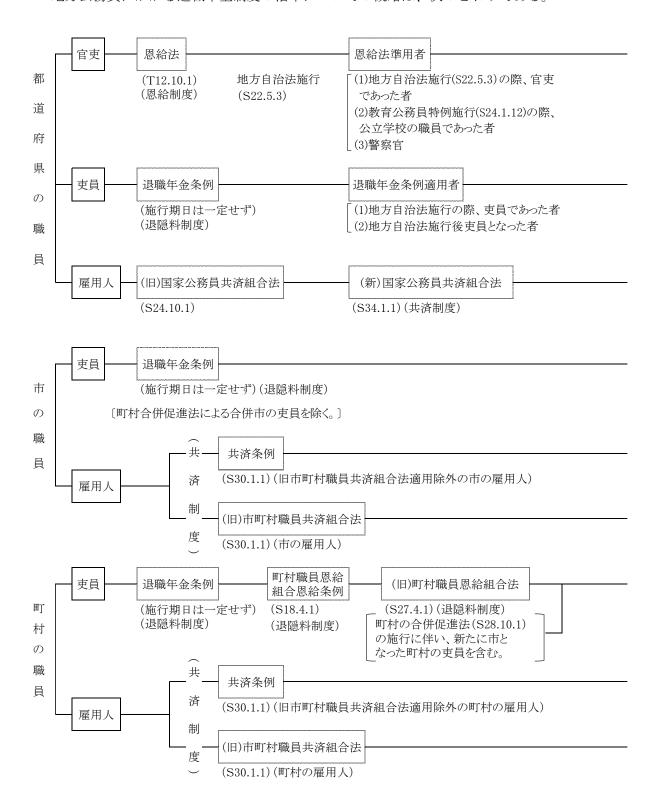
(昭和58年度末)

| | | | | | , , , , | |
|------------------------|-----------|---------------|---------|---------------|----------------|----------|
| 財 政 単 位 | 組合員数 (人) | 年金受給 者数(人) | 成熟度 (%) | 年 金 額 (千円) | 積 立 金 (千円) | 積立比率 (倍) |
| 地方職員共済組合 | 391,764 | 133,123 | 34.0 | 224,288,979 | 1,224,638,016 | 5.6 |
| 公立学校共済組合 | 1,134,833 | 344,161 | 30.3 | 720,273,265 | 4,035,853,398 | 5.8 |
| 警察共済組合 | 255,896 | 86,815 | 33.9 | 168,380,182 | 812,925,530 | 5.0 |
| 東京都職員共済組合 | 177,838 | 45,128 | 25.4 | 77,183,831 | 599,389,991 | 8.0 |
| 指 定 都 市 職 員 共 済 組 合 | 212,114 | 62,503 | 29.5 | 107,168,720 | 722,132,237 | 7.0 |
| 市町村職員共済組合 | 963,317 | 227,954 | 23.7 | 309,036,693 | 2,620,946,855 | 9.0 |
| 都市職員共済組合 | 162,915 | 43,838 | 26.9 | 68,844,082 | 525,132,763 | 8.0 |
| 合 計 | 3,298,677 | 943,522 | 28.6 | 1,675,175,752 | 10,541,018,790 | 6.6 |

⁽注) 地方職員共済組合の数値は、団体共済部を含めたものである。

2 地方公務員の退職年金制度の沿革

地方公務員にかかる退職年金制度の沿革についての概略は、次のとおりである。



<u>地方公務員等共済組合法</u> (S37.12.1) (共済制度)

(T

恩給制度、退隠料制度及び各種共済制度 を統合した新しい共済制度として地方公務員 全体に適用される地方公務員等共済組合法 が成立した。

(1)

退職年金条例等の適用を受けた期間を有する者の期待権、既得権を尊重する見地から、 退職年金条例等の適用を受けた期間はすべて地方公務員等共済組合法の規定に基づく 組合員期間に算入され、受給資格の特例措置が設けられるとともに、その期間に対する年金額の計算については、それぞれの制度の下における年金額の計算の例によりその額が計算されることとなった。

(S61.4.1)

公的年金制度全体の改革の一環として、共済年金制度についても、給付水準の見直しをはじめとする抜本的改革が行われた。

(ア

国民年金制度が国民共通の基礎年金を支 給する制度に改められ、地方公務員共済組合 の被扶養配偶者も国民年金の被保険者とされ ることとなった。

(1)

共済年金制度は、基礎年金の上乗せとして の給料比例年金として再設計され、年金額は 厚生年金に相当する部分と職域年金相当部 分(共済年金制度に独自に設けられた部分) との合算額とされることとなった。

(ウ)

平成9年3月までの公的年金制度全体を通じて所要の制度間調整が行われ、同年4月から旧3公社共済が厚生年金保険へ統合されたことに伴い財政支援が行われることとなった。

(H16.10.1)

平成13年3月16日に閣議決定された「公的年金制度の一元化の推進について」を踏まえ、地方公務員共済年金制度と国家公務員共済年金制度の財政単位が一元化され、保険料率の一本化(平成21年度から)と両制度間の財政調整の仕組みが導入された。

(H27.10.1)

平成24年2月17日の閣議決定「社会保障・税一体改革大綱」に基づき、被用者年金制度が一元化された。

(ア)

厚生年金に公務員及び私学教職員 も加入することとし、2階部分の年金は 厚生年金に統一されることとなった。

(1)

共済年金と厚生年金の制度的な差 異については、基本的に厚生年金に 揃えて解消されることとなった。

(ウ)

共済年金にある公的年金としての3 階部分(職域部分)は廃止されることと なった。公的年金としての3階部分(職 域部分)廃止後の新たな年金につい ては、別に法律で定められることと なった。

また、職域加算額の廃止に伴い、退職等年金給付が創設された。

第2節 連合会発足の経緯

1 設立構想

- (1) 昭和 54 年の財政再計算が終了し、一応各財政単位間の財源率については大きな格差を生ずることなく解決をみたのであるが、前述のように次回(昭和 59 年)の財政再計算においては、各財政単位間に大きな格差が生じざるを得ないというのが関係者の共通認識であった。そのため早急に地方公務員共済組合の年金財政のあり方について検討すべきことが求められた。
- (2) 自治省においては、昭和55年6月からの大蔵大臣の私的諮問機関である共済年金制度基本問題研究会の検討が始まるのと併行して、地方公務員共済年金の財政単位等のあり方についても検討が開始された。

この時点において自治省が検討課題としていたのは、次のような点についてであった。

- ① 各共済組合を通じて共同で事務処理を実施することにより、その効果が期待できる業務
- ② 全共済組合を通じて一体的に実施することが要求される業務。具体的には、次のような業務

ア 長期給付に関する業務の共同電算処理

- (ア) 年金の額等の計算業務
- (イ) 毎支給期の送金業務
- (ウ) 財源率及び収支見込の計算業務
- (エ)長期給付の統計作成業務
- イ 住宅貸付業務に伴う保険関係業務
- ウ 財産形成事業に要する資金の調達及び貸付事業
- エ 短期給付の財政調整業務
- オーその他

これらの共済組合の業務については、共済組合の事務処理の合理化、効率化や短期給付財政の厳しい共済組合の救済等のため、かねてから関係者間で問題認識が持たれていた問題であった。自治省においては、単に年金財政単位の一元化ということだけではなく、広く共済組合の業務のあり方、たとえば138単位にも分れている年金の決定及び支給のあり方、追加費用の調整、短期給付の財政調整問題等について総合的に検討し、そのあり方との関連で連合会的機能を有する組織を設けてはどうかというものであった。

(3) しかしながら、長期給付業務の共同電算処理については、公立学校及び警察の両共済組合においてはすでに本部で行っていること、地方職員共済組合においても本部で行うべく検討委員会を設けて検討中であったこと、各指定都市共済組合においても各市の行政事務用の電算処理施設を利用している所が多かったこと等のほか、各共済組合の主体性がそこなわれる等の反対が予想されたところであった。

保険関係業務や財形関係業務についてもすでに各共済組合で行っている損害保険事業(民間保険の利用又は市町村連合会等の自家保険方式)との調整等からみて問題があった。

このようなことから、連合会的機能については、財政単位の一元化とその裏付けとなる財

政調整機能を持つものとすることが、適当ではないかと考えられた。

- (4) このような前提のもとに、自治省内部において種々の検討が行われ、次のような3つの案について検討された。
 - ① 指定都市職員共済組合連合会を設けて各指定都市職員共済組合の年金の財政単位を一本化し、財源率の計算、財政調整等市町村連合会のような機能を設ける。
 - ② 他の地方公務員共済組合の財政単位(6単位)と指定都市職員共済組合連合会の7単位をもって地方公務員共済組合総連合会を設け、7単位間でも財政調整を行う。
 - ③ すべての地方公務員共済組合(91組合)で地方公務員共済組合連合会を設けて、年金等の給付の決定、支給、資産の運用管理等を一元的に行う(国共連合会とほぼ同様のもの)。
- (5) これらの問題について、自治省内において相当の時間をかけて検討がなされたようである。 これらの検討過程については明らかにされていないが、自治省の考え方が地方公務員共済組 合関係者に示されたものは、昭和56年7月15日の協議会に対して意見を求めた「地方公務 員共済組合の組織の見直し」であった。

その内容は、次のとおりである。

資料第1-1

地方公務員共済組合の組織の見直し

(昭和 56. 7. 15)

- 1 すべての地方公務員共済組合が加入する総連合会を設立し、長期給付関係の財政調整を行うことが望ましいと考えるが、この場合
 - (1) 現行の国家公務員共済組合連合会のように、すべての給付の決定、支払、掛金・負担金の全額の徴収を行うなど長期給付については単一組織と同様の方式をとることとするか、給付の一定割合を総連合会が負担することとしそれに要する費用に充てるための掛金・負担金を徴収するなど相当程度の財政調整を行う方式をとることとするか。
 - (2) また、上記の相当程度の財政調整方式とした場合にあっても長期給付に関する事務の共同処理を行う ことが適当と考えるがどうか。
 - (3) いずれの方式の場合も短期給付に係る財政調整も併せて行うことが望ましいと考えるがどうか。
 - (4) 総連合会の加入については、すべての組合が同時に行うことにするのか、ある程度の経過期間を考え るのか。
- 2 1に述べた総連合会に加入する単位団体について
 - (1) 単位組合の組合員数が少人数である指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合、都市職員共済組合 については、全国組織に組織がえを考えるか、少なくとも現行の市町村、都市の連合会に準じて指定都 市の連合会の設立は考えるべきであると思うがどうか。
 - (2) 三つの連合会においては、それぞれの長期給付の調整のため積立金を設置することになるが、積立金のための各組合からの納付率はどの程度が良いのか。
- 3 追加費用については、総連合会で調整するのかどうか。

また、調整するとした場合にどの程度を調整するか(全部か一部か)。

(参考)

地方公務員共済組合の連合会(以下「大連合会」と略称する。)を組織するとした場合に例えば次のようなものを考えることができる。

- I 国家公務員共済組合連合会に準ずる大連合会を想定する場合
 - 1 大連合会
 - (1) 長期給付関係
 - ア すべての構成組合に係る給付の決定、支払
 - イ すべての構成組合に係る掛金・負担金の徴収(財源率は同一の率)
 - ウ すべての構成組合に係る積立金の管理
 - エ すべての構成組合に係る追加費用の徴収(追加費用率は同一の率)
 - オ 長期経理に係る資産及び義務は、大連合会が承継
 - (2) 短期給付関係

すべての構成組合に係る財政の調整

- 2 構成組合
- (1) 大連合会の構成組合は、地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済 組合、全国の指定都市職員共済組合、全国の市町村職員共済組合、全国都市職員共済組合の7単位 を想定する。
- (2) 長期給付関係
 - ア 掛金、負担金、追加費用の徴収と大連合会への納付
 - イ 長期経理に係る資産及び義務の大連合会への移換(I1(1) オ参照)
- (3) 短期給付関係

短期給付事業は各構成組合ごとに行う。

- Ⅱ 給付に要する費用の一定割合について財政調整を行う大連合会を想定する場合
 - 1 大連合会
 - (1) 長期給付関係
 - ア 構成単位に係る給付(追加費用に係る部分を除く。以下同じ。)の一定割合(たとえば30%) の各構成単位への支払
 - イ すべての構成単位に係る給付の一定割合の給付に要する費用に充てるための掛金・負担金の徴収 (一定割合の給付に係る財源率はすべての構成単位を通じて同一の率)
 - ウ 上記イの徴収金に係る積立金の管理
 - エ すべての組合及び連合会の長期経理の資産のうち一定割合は大連合会が承継
 - オ 長期給付に関する事務の共同処理
 - (2) 短期給付関係

すべての構成組合に係る財政の調整

- 2 構成単位
- (1) 大連合会の構成単位は、地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合、全国指定都市職員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会、全国都市職員共済組合連合会の7単位を想定する。
- (2) 長期給付関係

ア 給付の一定割合の給付に要する費用に充てるための掛金・負担金の大連合会への払込及び当該

給付の支払のための所要額の大連合会からの受取

- イ 財源率 (Ⅱ1(1) イに係るものを除く。) は、各構成単位ごとに算出
- ウ 長期経理の資産のうち一定割合は大連合会へ移換(Ⅱ1(1)工参照)
- エ 三連合会は次の事業を行う。
- (ア) 長期給付調整積立金(現行の長期給付積立金にかわるもの) の管理
- (イ) 一定割合の給付の支給のための所要額の組織組合への配分
- (ウ) 追加費用の調整
- (3) 短期給付関係
 - ア 短期給付事業は各共済組合ごとに行う。
 - イ 全国市町村職員共済組合連合会、全国都市職員共済組合連合会は、組織組合に係る財政調整を 行う。

この自治省からの「組織の見直し」については、自治省としても内部検討とは別に、各共済組合関係者の意見を求めたとしている。

その内容は前記のとおりであって、これまで自治省が昭和 54 年 12 月の財源率再計算以後内部検討を続けてきた問題点(P6 参照)のうちの福祉関係、財形関係をのぞいたものと同様のものとなっていた。

- (6) この「組織見直し」の問題提起を受けた協議会においては、8ヶ月余におよぶ慎重な内部 検討を行った(第1章第2節2参照)。そして、昭和57年3月25日の総会において最終意 見を取りまとめ、自治省に回答したが、その内容は、次のとおりであった。
 - ① 長期給付財源率については、昭和59年度の再計算期からその算定を一本化すること。
 - ② ①の措置に関連し、各共済組合の資金のうち、30%相当額を新たに設ける大連合会に プールして運用するとともに、毎年度の資金増加額の30%を大連合会に拠出し、共済組合 の単年度収支に赤字を生じたときは、プール資金で補てんすること。また、これらの措置 に伴い、各共済組合については、地方債又は公庫債の取得義務を免除し、大連合会が代わっ て負担すること。
 - ③ 長期給付事務の共同処理のための機関については、引き続き検討すること。
 - ④ 短期給付にかかる財政調整制度については、引き続き検討すること。
 - ⑤ 公立学校共済及び警察共済については、その組合員の特殊性から、当分の間、上記の措置の対象から除外すること。
- (7) 自治省は、協議会における意見等を通じて、各共済組合関係者の意向が把握されたので、これらの意見を踏まえて、昭和57年4月23日に「地方公務員共済組合連合会の設置について」を取りまとめ、関係者に提示した。その内容は、次のとおりであった。

資料第1-2

地方公務員共済組合連合会の設置について

(昭和57.4.23)

1 設立

地方公務員共済組合をもって組織する地方公務員共済組合連合会(以下「連合会」という。)を設ける。

- 2 連合会の事業
- (1) 連合会加入組合の長期給付の財源率を定めること。
- (2) 長期給付積立金の管理
- (3) 福祉事業
- (4) 組合の業務に関する技術的・専門的知識、資料等の連合会加入組合への提供
- (5) 連合会加入組合の長期給付に係る事務の共同処理
- (6) 連合会加入組合の短期給付に係る財政調整
- (7) その他その目的を達成するために必要な事業
- 3 連合会の所管大臣

各共済組合に係る主務大臣

4 法人格

連合会は、法人とする。

5 事務所

主たる事務所を東京都に置く。

- 6 定款
- (1) 定款に定める事項
 - ① 目的
 - ② 名称
 - ③ 事業
 - ④ 事務所の所在地
 - ⑤ 運営審議会に関する事項
 - ⑥ 役員に関する事項
 - ⑦ 連合会加入組合の長期給付に係る掛金と組合員の給料との割合に関する事項
 - ⑧ 長期給付積立金に関する事項
 - ⑨ 長期給付に係る事務の共同処理に関する事項
 - ⑩ 短期給付に係る財政調整に関する事項
 - ⑪ 経費の分賦及び会計に関する事項
 - ② その他組織及び業務に関する重要事項
- (2) 定款の変更は、主務大臣の認可を要する。
- 7 運営審議会
- (1)委員の定数

22 人以内

(2) 任期

2年

(3) 選任方法

主務大臣の任命

- (4) 権限
 - ① 下記事項は、運営審議会の議を要する。
 - ・定款の変更

- ・運営規則の作成・変更
- ・毎事業年度の事業計画、予算・決算
- ・重要な財産の処分・重大な債務の負担
- ② 理事長の諮問に応じて重要事項の調査審議
- ③ 理事長に対する建議

8 役員

定数

理事長 1名

理事 若干名

監事 3名

② 任期

2年

③ 選任方法

理事長、監事.....主務大臣の任命

理事.....理事長が主務大臣の認可を受けて任命

- 9 長期給付積立金
- (1) 長期給付の円滑な実施を図るため、長期給付積立金を連合会に設ける。
- (2) 連合会加入組合は、長期給付積立金に充てるため、一定の金額(責任準備金の現実積立額の 30%相当額)を連合会に払込む。
- (3) 連合会加入組合の地方債若しくは公庫債の義務取得又は資金運用部への預託については免除し、連合会がこれを行う。
- (4) 長期給付積立金から連合会加入組合へ資金の交付を行う。
- 10 その他
 - (1) 連合会の設立期日

昭和59年4月1日

(2) 連合会加入組合の特例

当分の間、公立学校共済組合及び警察共済組合を除く。

(3) 連合会の所管大臣の特例

当分の間、所管大臣は自治大臣とする。

(4) 運営審議会の委員の定数の特例

当分の間、委員の定数を14人以内とする。

- (5) 市町村職員共済組合中央会(仮称)の設置
 - ① 市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会を解散し、市町村職員共済組合(47組合) 及び都市職員共済組合(30組合)をもって組織する市町村職員共済組合中央会(以下「中央会」という。)を設ける。
 - ② 中央会の設置の期日は、連合会のそれと同日とする。
 - ③ 中央会の事業
 - i)組織組合の業務に関する技術的・専門的な知識・資料の組織組合への提供
 - ii)給付・資産に関する組織組合の事務の指導

- iii) 災害給付積立金の管理
- iv)福祉事業
- v) その他その目的を達成するために必要な事業
- (8) 各共済組合においては、協議会の場や市町村連合会・都市連合会の総会等の場を通じ、また、自治労を中心とする労働組合等もそれぞれの機関を通じて、この自治省が示した連合会設置案について検討、協議し、不明点等については自治省に質問や説明を求める等して論議を深めていった。

これらの過程における主な質疑、意見、要望は、次のとおりであった。

資料第1-3

地方公務員共済組合連合会設立に関連する質疑・意見

- 1 基本的事項
- (1) 地方公務員共済組合の将来展望はどうか。

政令市

(2) 公務員共済制度を堅持してたたかう。

自治労

(3) 現行の共済年金制度及び組織を堅持するようにされたい。

政令市

- (4) 公的年金一元化との関係はどうか。
- (5) 国鉄共済の統合問題との関係はどうか。
- (6) 共済年金財政の悪化の原因は何か。
- (7) 年金財政について抜本的な対策を講ずることが先である。
- 2 財源率の一本化について
- (1) 共済組合の格差拡大にならないようにするため財源率の統一をはかる。

自治労

- (2) 当分の間、標準的な財源率を定めることとし、各共済組合の実態を一定の幅で反映できるように配慮されたい。 政令市
- 3 連合会の事業及び運営について
- (1) 連合会の事業は

自治労

① 長期給付財源率の決定

(同趣旨)

② 積立金の管理

市町村連合会①②

③ 資料等の提供

政令市(必要最小限の財政調整機関にとどめる)

- ④ 福祉事業への助成
- ⑤ その他必要な事業

にとどめ、その他の事業は新しく設ける連合会(協議会)に委ねる。

(2) 短期給付の財政調整も行うべきである。

札幌市

(3) 短期給付の財政調整事業は市町村職員共済組合の事業として行うべきである。

市町村連合会

(4) 事業運営にあたっては加入組合の事務経費の負担が増加しないようにされたい。

政令市

(5) 長期給付の事務処理はそれぞれの共済組合で行うことができるようにされたい。

:い。 政令市

4 連合会の機構について

(1) 連合会は「協議会」的性格とする。

自治労

(2) 運営審議会は現行運審方式と組合会方式の運営を行っている単位共済組合の実情をふまえ、民主的運営 を追求する。 自治労 (3) 任命制度の運審方式より組合員の選挙による組合会方式とすべきである。

市町村・都市連合会、政令市

- (4) 委員は91単位共済及び16共済の意見反映できるとともに、100万人から1万人以下の単位共済組合に 分布している現状と民主的運営が保障される方式を導入する。 自治労
- (5) 委員の定数は組合員数に比例する長・職員側の同数選出とする。

市町村連合会

(6) 大都市職員共済組合のそれぞれの共済組合員の代表が「連合会」の運営に参加する。

政令市

- (7) 運審方式によるとしても、各共済組合による協議の場を設ける必要がある。
- 5 長期給付積立金について
- (1) 拠出は、30%相当分を上限とし、59年財源率再計算期においては、15.85%とする。

自治労

(2) 30%はやむを得ないが、福祉事業資金に配慮すべきである。

市町村·都市連合会

- (3) 拠出は財政調整が必要となる時期及び範囲を明確にして必要最小限の規模で段階的に実施するようにされたい。この場合の拠出は、所有権の移転を伴わないものとすべきである。 政令市
- (4) 資金の集中(拠出)及び交付は(現)連合会等をとおして行う。

自治労

- 6 加入組合について
- (1) 将来方向は地方公務員総体とする。しかし当面、公立共済、警察共済を除く。 自治労
- (2) 公立共済、警察共済も当初から「連合会」へ加入するようにされたい。 政令市
- (3) 東京都共済も除外して欲しい。

東京都労連

- 7 実施時期について
- (1)60年代に繰り下げるようにされたい。

政令市

- (2) 国鉄共済の取扱いをみてから行うべきである。
- 8 市町村職員共済組合中央会について
- (1) 中央会は全国市町村共済組合とし、当分の間、現行の市町村共済連合会及び都市職員共済組合連合会の 運営を保障する。 自治労
- (2)現行の共済組合の組織を存置したまま、中央会の設置は名目だけの合併であり不合理である。(関連9-(2)) 市町村連合会
- (3) 現行の連合会を存置すべきである。

都市連合会

- (4) 現連合会の積立金の一部は引き続き管理運用し、福祉事業の資金に充て活用していく必要がある。 市町村連合会
- (5) 中央会の設立は、健保組合を解散させ、短期給付に切り換えさせるためではないか。(関連(2)9 (2))
- (6) 総会の議員数については、再検討すべきである。
- (7) 現連合会の職員の処遇について配慮されたい。
- (8) 地共済の団共部に類する機構とすることはできないか(例えば都市部及び市町村部)。
- 9 その他
- (1) 1 県 1 共済 47 都道府県共済連合会構想を軸に、早急に意思統一をはかっていく時期となっている。

自治労

(2) 市町村職員共済組合と都市職員共済組合を一本化することの方が合理的で望ましい。このため、共済短期、都市健保に分れていることについては経過期間を講じながら同一事業内容に移行することが望まし

い。市町村連合会

(3) 責任準備金の移換を一定のルールにもとづいておこなう。

自治労

- (9) 自治省と協議会、各共済組合、両連合会、自治労、地公労等との間でこれらの問題点等についての協議が進められるとともに、それぞれの組織内においても検討・協議が行われた。 自治省においては、これらの検討・協議を通じて、関係者の意向を把握し、その結果、先に示した自治省案の一部を次のように修正した。
 - ① 連合会の事業

原案のうち、福祉事業及び短期給付にかかる財政調整事業を削る。

- ② 連合会に対する各共済組合からの拠出 責任準備金の現実積立額の30%相当額とするが、連合会の設立時は、これまでの積立額 については15%相当額とする経過措置を設ける。
- ③ 市町村職員共済組合中央会の名称

全国市町村職員共済組合連合会に改めるとともに、総会の議員の数については経過的な措置を設ける。

以上のような修正を加えた後、自治省は、最終的な案を取りまとめ、昭和58年2月14日に地共審に諮問した。

2 連合会発足に向けての関係諸団体の動向等

- (1) 地方公務員共済組合協議会
 - ① 自治省構想に対する共済組合関係者の意見

協議会においては自治省からの問題提起を受け、早速各共済組合に対し、その背景を説明するとともに、意見の聴取を行い、昭和56年9月29日の理事会において、関係者から提案された意見の内容を報告した。

その内容は、次のとおりであった。

資料第1-4

地方公務員共済組合の大連合会構想について

さきに自治省から示された地方公務員共済組合の大連合会構想については、別添資料で述べたような背景から、これに反対し、あるいは無視することは困難な情勢にあるように思われる。

そこで各共済組合の関係者について意見を求めたところ、提案された内容は次のようなものである。

- A 案 現行の共済組合を廃止し、各都道府県に地方公務員(学校職員及び警察職員を含む。)が組織する共済組合を設け、全国組織としての一つの連合会を設ける。
 - (1) 年金財政は全国一律とし、費用負担の均衡を図る。
 - (2) 年金事務は、オンラインシステムで共同処理する。
 - (3) 短期給付は、各都道府県単位で処理する。
- B 案 現行の都共済を地方職員共済に統合し、指定都市共済、市町村共済及び都市共済を廃止して各都道府県に市町村職員共済組合を設け、全国組織として市町村職員共済組合連合会を設ける。

地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合及び新市町村職員共済組合連合会で大連合会を設ける。

大連合会は、財源率の算定及び部分的な財政調整をする。

- C 案 地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済組合連合 会、都市職員共済組合連合会、市町村職員共済組合連合会で大連合会を設ける。(自治省案とほぼ同じ。) 大連合会は、財源率の算定、財政調整、年金事務の共同処理をする。
- D 案 共済組合の組織は、現行のままとし、各共済組合が加入する大連合会を設け、財源率の計算、年金額の 算定等の事務の共同処理をする。

設立に当り各共済組合は、その資金の3割(義務として公庫債、地方債に投資している部分)を大連合会に拠出する。大連合会は、これを公庫債、地方債の義務引受分に運用する。なお、資金の7割は、それぞれの共済組合で運用する。

大連合会設立後は、各共済組合とも当該年度の資金の増加分の3割を大連合会に拠出し、給付により 資金が減少した場合は、大連合会が全額を補てんする。

年金事務の共同処理は、段階的に実施することとし、当分の間公立学校共済、警察共済はその対象外とする。

なお、今後指定都市共済の新設は認めない。

E 案 国鉄共済組合の取扱い(国家公務員共済組合連合会への統合その他の処理)の状況をみて、対策を樹てる。

② 国鉄共済組合の国共連合会への統合に関連する提案

一方、協議会は同日付で、国鉄共済組合の国共連合会への統合問題に関連して、次の事項について地方公務員共済組合として検討し対策をたてることについての提案を行った。 その内容は、次のとおりであった。

資料第1-5

緊急に検討を必要とする事項について

地方公務員共済組合協議会

56. 9. 29

国鉄共済組合の国共連合会への統合については、その年金財政事情からみて 58 年の通常国会に法案を提出することを目標に共済年金制度基本問題研究会その他で検討されているが、国鉄共済組合の規模からみて単独で統合することは困難であり、郵政共済、電々共済、専売共済を同時に統合するということになるのではないかと予測される。また、この場合、公企体共済法と国共法との給付水準の相違もあり、大蔵省側で企画しているように公企体共済法を廃止して国共法一本とするような案になるのではないかと予測される。

共済制度、年金制度に関するこれまでの国会審議の状況、臨調の答申、大蔵省、厚生省の将来構想等からみて国鉄共済組合の統合問題は、地方公務員共済組合制度にも少なからぬ影響が出るものと予想される。

協議会としては、現行の地方公務員共済組合の特殊性(組合員の構成、資金運用等)を保持するため、次の 事項について検討し、その対策をたてることとしてはどうか。

1 年金給付に関する組織の細分化の指摘をさけるため、長期財源率については、一本化して算定する必要があるかどうか。

なお、公立学校共済については、その規模、警察共済については、組合員の特殊性から当分除外すること としてはどうか。

- 2 共済組合の事業運営の独自性を維持するためには、各組合が単独で資金を運用する必要があるが、財源率の算定を一本化した場合、この独自性とのかね合でどのような財政調整をしたらよいか。
- 3 年金給付に関する事務の簡素化、合理化が不十分であるとの指摘をさけるため、年金額の算定、年金額の 改定、追加費用の算定、統計資料の作成等の事務を共同処理することが可能かどうか。

また、仮に共同処理するとした場合、段階的に(例、地共済の支部、市町村共済の組合を順次に)実施することが可能かどうか。

4 追加費用の負担の不均衡を是正し、地方公共団体及び共済組合の財政の健全性を維持するため、とりあえず市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会がそれぞれの加入組合の追加費用の調整をすることが可能かどうか。

また、指定都市共済を含めた対策については、どのようにしたらよいか。

5 短期給付についての国共済の財政調整制度に対応するには、どのようにしたらよいか。 なお、当面、市町村職員共済組合連合会のみで実施することが可能かどうか。

③ 長期財源率の算定に関連する問題提起

続いて、協議会は昭和 56 年 10 月 29 日の理事会において、長期財源率の算定に関連して次のような問題提起を行った。

資料第1-6

長期財源率の算定について

地方公務員共済組合協議会昭和56年10月29日

- 1 長期財源率は、各共済組合(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合は、それぞれの連合会)ごとに算定しているが、今後ともこれを継続することについては、次のような問題点があると指摘されている。公務員年金の一本化等が主張される今日、地方公務員共済組合としてどのように対処したらよいか。
- (1) 国鉄共済組合の長期給付財政の破綻等をきっかけとして年金保険の保険料率については、政治的な調整を せずにその実態を反映するようにすべきであるとする意見が表面化し、55 年 10 月に総理府の社会保障制 度審議会に年金数理部会が設けられ、各公的年金制度の財源率の今後の算定について厳しいチェックをす ることが予想されること。
- (2)地方公務員共済組合の財源率の算定に当っては、年金の成熟度及び組合員数の規模等に著しい格差があっても、掛金負担の均衡を図る見地から自治省の指導により財源率はほぼ一定の低い水準となるよう調整してきたが、現行財源率に関する年金数理部会のヒアリングにおいて各共済組合の実態を反映するようにすべきであるとの指摘があった。このため 59 年の長期財源率の再計算期には、これまでのような調整をすることは困難となり、各共済組合の年金の成熟度及び組合員構成等の実態を反映した財源率(以下「生の財源率」という。)とすることが強く求められると考えられること。

なお、国の共済組合でも 54 年の再計算期までは、大蔵省の指導により若干の調整をしていたようであるが、現業の 4 組合が国共連合会に統合され、郵政共済組合も統合されることとなれば、59 年の財源率の再計算時には一本で算定することとなり、このような調整の問題は生じないので、地方公務員共済としてその対応は著しく困難と思われること。

- (3) 先に資料として配付した長期財源率の将来見通しでは、60 年度 $\frac{144.5}{1000}$ 、65 年度 $\frac{169.5}{1000}$ 、70 年度 $\frac{199.5}{1000}$ 、 70 年度 $\frac{234.5}{1000}$ となっており、85 年度には $\frac{300}{1000}$ 以上になるものと予想されている。これらの数値は、これまでの算定方式に準じて算定したものであり、現在まで行ってきた調整を今後とも継続することを前提としたものであるので、もし、これを調整なしの生の財源率で推計すれば、各共済組合の財源率には、予想できない格差が生ずること。
- 2 さらに、公的年金の一元化を主張している社会保険関係者の意図は、各公的年金間における給付の不均衡 を是正するとともに、将来の年金財政収支の悪化に関連して生ずる負担の不均衡と保険料率の上昇を極力抑 制することにあるといわれており、大蔵省が考えている国鉄共済等を含む公務員年金の一本化の意図も、資 金の一括運用を除けば、社会保険関係者の意図と同様なものと思われる。

地方の特殊性に配意し、組合員の意向をその運営に強く反映できる制度としては、現在の地方公務員共済

組合の組織及び運用が最も望ましいものであるが、このような年金一元化又は公務員年金一本化の主張をしている人達からは、現在の地方公務員共済組合の組織は余りにも細分化されていると指摘されており、このため各共済組合間の財源率の調整をせざるを得なくなるとの指摘もなされているがどう対処するか。

3 地方公務員共済組合の組合員の総数は、320 万人に達しており、また地方公共団体及び地方公務員が資金を拠出し、その資金も地方公務員の福祉の増進と地方公共団体の行政目的の実現に寄与するように運用されている現状にかんがみ、長期財源率の算定については、全地方公務員で一本化し、若干の資金調整を行う方策を見つければ、1及び2で述べた公務員年金の一本化の主張に対応し、組織及び運営に関する現行制度を維持できるものと考えるかどうか。

なお、このように財源率の算定を一本化するとしても公立学校共済はその規模からみて当分の間単独で算定することとし、警察共済はその組合員の職種からみて同様に当分の間単独で算定することとしてはどうか。

④ 長期財源率の算定を一本化することに伴う財政調整についての協議

さらに、協議会は同日、長期財源率の算定を一本化した場合の財政調整の必要性に関し、 次の事項について協議を行った。

資料第1-7

長期財源率の算定を一本化することに伴う財政調整について

地方公務員共済組合協議会 昭和 56 年 10 月 29 日

- 1 地方公務員共済組合の長期財源率の算定を仮に一本化することとした場合,次のような理由から関係共済組合間で財政調整をする必要があるのではないか。
- (1) 年金の成熟度及び組合員構成の異なる共済組合を一本化して長期財源率を算定し、これにより掛金率及び負担金率を定め、掛金及び負担金を徴収することとしながら、関係共済組合間で財政調整をしなかった場合には、給付費用の相違から一定期間経過後には、関係共済組合間の年金財政に著しい格差が生じること
- (2) 年金の成熟度及び組合員構成が同様な共済組合間であっても、退職年齢、給付額等の相違から将来の年金財政に格差が生ずるので、地方公務員共済組合の長期財源率の算定を一本化しながら財政調整をしない場合には、これまでの自治省指導による調整を一本化という方式に切りかえただけのものであり、その実態はなんら変りないものと推測され一本化を実施することは困難と思われること。
- 2 長期給付財源率の算定を一本化することとし、仮に関係共済組合間で年金財政の調整を行うこととした場合、その調整事務を処理するための組織を設ける必要があるのではないか。この場合、地方公務員共済組合の一つに、この業務を行わせることも考えられるが、業務のより円滑な遂行を図るため、新たに地方公務員 共済組合連合会(以下「大連合会」という。)のような組織を設ける必要があるのではないか。
- 3 長期財源率の算定の一本化に伴う財政調整の方法としては、次のような案が考えられるが、どのような措置をとるか。
- (1) 給付の調整機能を重視した方式

各共済組合は、毎年度の掛金、負担金、利息収入の30%相当額を大連合会に拠出し、大連合会は、当該年度の給付額(追加費用分を除く。)の30%相当額を各共済組合に交付する。

- (注) この方式では、いずれ長期給付資金が 0 となる共済組合が生じ、さらに統合等の措置が必要となって くる外、単なる財政調整であって年金の一本化でないと指摘されるおそれがある。
- (2) 年金財政の将来の悪化に対応させるとともに、一定の福祉運用資金を確保しようとする方式 各共済組合は、大連合会の設立後一定の期間内にその積立資金の 30%相当額を大連合会に拠出するほか、毎年度の増加資金の 30%相当額を大連合会に拠出する。これに伴い各共済組合の地方債又は公庫債の取得業務を免除する。大連合会は各共済組合が義務として当該年度取得すべきであった地方債又は公庫債

を各共済組合に代り取得する。

各共済組合の単年度収支が赤字となった場合には、大連合会は、その保有資産のうちから当該共済組合に赤字相当額を交付する。

- (注) この方式は、義務として購入すべき地方債又は公庫債を拠出することにより財政調整を行うものであり、各共済組合の新たな負担を生じないようにするとともに福祉資金として長期資産の 70%が確保できるほか、将来の年金財政悪化の際の備蓄になり、年金の一本化を反映したものになる。
- (3) 財政調整機能を重視し、一本化を反映した方式

各共済組合は、大連合会の設立後その長期経理資産をすべて大連合会に拠出するとともに、毎月の掛金、 負担金をすべて大連合会に拠出する。

大連合会は、各共済組合の給付に必要な資金を毎年度交付する。

- (注) この方式は、国共連合会の取扱いに準じたものであり、最も一本化の形にそうものであるが、地方公 務員共済制度としてみる限り適当と思われない。
- 4 長期財源率の算定を一本化することとした場合の市町村共済及び都市共済並びに連合会の取扱いについては、次のような案が考えられるがどうするか。
- (1) 連合会の長期給付資金の調整機能を廃止し、各市町村共済及び各都市共済は直接大連合会に加入させ、 調整の対象とすること。
- (2) 連合会の長期給付資金の調整機能を存続させ、連合会が大連合会に加入し、調整の対象とすること。 (注) この場合屋上屋を架することになり、簡素化すべきであるとの指摘を受けることにならないか。

⑤ 検討経過のまとめと以後の検討の方向に関する協議

昭和 56 年 11 月 25 日の協議会理事会においては、これまでの検討経過をまとめるとともに以後の検討の方向を確認するため、次の事項について協議を行った。

資料第1-8

地方公務員共済組合の組織の見直し問題について

地方公務員共済組合協議会昭和56年11月25日

- 1 地方公務員共済組合の組織の見直し問題については、当協議会としては、公的年金制度の一環である地方 公務員共済組合として将来どのような組織とするべきか検討をする前に、このような問題が提起されるに 至った背景を検討し、改善すべきものがあれば改善することにより、現行制度及び組織を維持できるかどう かに主眼を置き、次の事項について検討してきた。
- (1) 年金給付に関する現行組織が細分化されているとの指摘をさけるため、長期財源率について一本化して 算定することの必要性
- (2) 長期財源率の算定を一本化した場合における資金の運用のあり方と共済組合間の財政調整
- (3) 年金給付に関する事務の簡素化、合理化が不十分であるとの指摘をさけるため年金関係事務の共同処理の可否と共同処理事務の範囲
- (4) 追加費用の負担の不均衡による年金財政の悪化に伴う共済組合間の調整
- (5) 国家公務員共済組合の短期給付財政調整制度に対応する制度を設けることの可否及び実施の対象となる 共済組合の範囲
- 2 地方公務員の年金給付に関する現行の組織が細分化されすぎているかどうかについては社会保険としての 立場又は地方自治を前提とした立場で意見の相違があるところであるが、共済組合を組織する地方公務員に ついてみると、その職種が極めて多様であり組合員数も多く、かつ、その所属する地方公共団体の規模に著 しい格差があり、地方公共団体の数も極めて多いことから、国家公務員のように年金給付に関する事務を連 合会で一括処理することについては、地方公務員の福祉の向上を図ることを目的とした地方公務員共済組合

制度としてなお検討の余地がある。

しかし、今後予想される各共済組合の長期財源率に著しい格差が生ずることに対応する措置として、地方 公務員共済組合の長期財源率の算定を一本化することについては、次のような理由から考慮する必要がある ように思われる。

- (1) 国家公務員共済組合においては、将来の年金財政の悪化に備えるとともに、共済組合間の長期財源率の格差を調整するため、昨年4月郵政省共済組合を除き関係共済組合の長期給付事務をすべて国家公務員共済組合連合会に統合し、長期財源率の算定を一本化よりさらに進んだ年金事務の一本化を実現していること、及び社会保障制度審議会においては、公的年金財政の悪化に備え、その健全化を図る見地から、昨年10月数理部会を設け、各公的年金の財源率の算定についてチェックする体制をととのえていることもあり、長期財源率の算定について自治省がこれまで行ってきたような調整を継続することは困難な情勢になってきていること。
- (2) 長期財源率の将来見通しでは、段階的に財源率を引き上げるような試算がなされているが、最近における余命年数及び出生率からみると、このような段階的な財源率の引上げにより年金給付に要する負担を後年度の組合員の負担に転嫁することについては、将来の年金受給者数と組合員数との関係から再検討の必要があると指摘されており、昭和59年の長期財源率の再計算期には、それぞれの共済組合の給付の実態を反映したいわゆる生の財源率に移行することになるものと予測され、共済組合間の掛金率の格差は現時点で予想できない程度の大幅なものになるものと推測されるので、このままではその対応に苦慮する事態が生ずることになるものと思われること。

また、社会保険としての機能の充実及び行政の簡素化、合理化を求める見地から現在の地方公務員共済 組合の組織が細分化されすぎているとの指摘については、最近の政治・社会情勢及び臨時行政調査会の動 き等からみてもなんらかの対応策を講ずる必要があると考えられる。

- 3 長期給付事務に関する共済組合組織が細分化されすぎているとの指摘を避けるため各共済組合の長期財源 率の格差、年金財政の将来見通し及び共済年金をめぐる政治・社会情勢等を念頭におき、地方公務員共済組 合の特殊性及び各共済組合の自主性に配慮した対応策としては、早急に次のような措置をとる必要があると 考えられるがどうか。
- (1) 地方公務員共済組合の長期給付財源率については、59 年度の再計算期よりその算定を一本化すること。
- (2) 長期給付資金については、地方債又は公営企業金融公庫債を取得すべく義務づけられている資金の30%相当額を新たに設ける機関にプールして運用することとし、関係共済組合間の財政調整が必要になった場合はこの資金で行うこととし、残りの70%相当額は福祉運用部分及び個別の財政協力部分として関係共済組合が運用することとすること。

これに伴い、現行の地方債又は公営企業金融公庫債の取得義務は、新たに設けるプール機関に移すものとすること。

- (3) 長期給付事務については、年金額の裁定、年金証書の発行及び年金額の送金の事務を関係共済組合に残し、年金額の算定、改定、追加費用の算定、統計資料の作成等の事務を共同処理すること。
 - なお、共同処理の実施については、関係共済組合と共同処理機関が協議のうえ、段階的に実施するものとすること。
- (4)(1)から(3)の措置については、公立学校共済組合及び警察共済組合については、その組合員の特殊性により、当分の間、その対象から除外するものとすること。
- 4 これらの措置を講ずることにより地方公務員共済組合の長期給付事務については、国家公務員共済組合連合会のような組織に代えて長期財源率の算定、財政調整及び事務の共同処理を目的としたプール機関を設けることによりあたかも一つの共済組合に近い状態となるので、公務員年金あるいは公的年金に関する今後の一本化の動きに対しても、地方公務員共済組合の組合員数並びに地方公共団体及び地方公務員の特殊性により現行組織を維持することが可能と判断されるがどうか。
- 5 追加費用の不均衡による年金財政の悪化に伴う共済組合間の調整については、これらの問題が市町村職員

共済組合及び都市職員共済組合に限定されていることから、市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会において協議のうえ、必要な対策をたてられるよう提案してはどうか。

6 一部の共済組合の短期給付財政の悪化に関連し、国家公務員共済組合連合会が実施しているような短期給 付財政調整制度を地方公務員共済組合制度の中に設けることについては、短期財源率が著しく高くなってい る共済組合が、指定都市共済組合、市町村職員共済組合及び都市共済組合の中に少なからず見受けられ、な んらかの救済策が必要と思われる。この対策としてこれまで関係地方公共団体による補助金の交付があった のであるが、国家公務員共済組合との関連において昭和 57 年度から補助金の交付がなされないことになれ ば、国家公務員共済組合の短期給付財政調整制度のような制度が必要となる。

したがって地方公務員共済組合全般にわたる調整措置については、2 の長期給付に関連する措置及び関係共済組合の短期給付財政の推移をかん案しながら、引き続き検討することとしてはどうか。

⑥ 共済制度をめぐる動向に関する報告

昭和57年2月23日の協議会理事会では、「共済制度をめぐる最近の動き」に関する「共済年金制度基本問題研究会」及び「臨時行政調査会」の動向について報告した。

⑦ 回答案の決定

続いて昭和57年3月25日の協議会理事会では、自治省の提案に対する回答案を諮り、 次のとおり決定した。

資料第1-9

- 1 長期給付財源率については、昭和59年度の再計算期からその算定を一本化すること。
- 2 1の措置に関連し、関係共済組合の資金のうち30%に相当する額を、新たに設ける地方公務員共済組合連合会(以下、「大連合会」という。)にプールして運用すること。

また、大連合会の発足後に生じた関係共済組合の毎年度の資金の増加額については、その 30%に相当する額を大連合会に拠出することとし、関係共済組合の単年度収支に赤字が生じた場合には、大連合会のプール資金で補てんすること。

これらの措置に伴い、関係共済組合については、地方債又は公営企業金融公庫債を取得すべき義務を免除し、大連合会がこれに代って負担するものとすること。

- 3 長期給付事務の共同処理のための機関の設置については、業務の簡素化の見地から必要と認めるが、その 具体的取扱い等については引き続き検討すること。
- 4 短期給付にかかる財政調整制度については、引き続き検討すること。
- 5 公立学校共済組合及び警察共済組合については、その組合員の特殊性から当分の間上記の措置の対象から除外すること。

(2) 構成組合員で組織する職員団体等

地方公務員共済組合の組織見直し問題について職員団体側は、地公労が自治省と交渉をもつとともに、自治労においても検討がすすめられた。

交渉にあたっての地公労の基本的な態度は、

- 地方公務員共済組合を堅持すること。
- 各共済組合の民主的運営を保障すること。
- 十分な組織討議を保障すること。
- 地公労との交渉により決定すること。

であった。

また、自治労は組織討議の方向として、

- 高齢化社会の到来、年金給付の改悪動向、制度の成熟化に伴う年金財政の悪化などの 背景から組織討議は必要がある。
- 共済年金制度基本問題研究会で検討されている、国鉄共済の赤字を理由とする公企体 三共済と国家公務員共済の統合は必至であり、地方公務員共済へ波及すると考えなけれ ばならない。
- 公的年金一元化の動きは、国会、厚生省、総評厚生年金対策委員会、社会党政審年金 特別対策委員会、臨調などの審議経過から地方公務員共済に組織統合などの対応策が求 められると予想しなければならない。
- 昭和 59 年財源率再計算期に総理府社会保障制度審議会数理部会からの生の財源率を 求められ、各共済組合の掛金格差が拡大するとみなければならない。
- 共済組合の民主的運営と地方公務員共済組合を堅持するために組織討議は必要である。

との考え方にもとづき、検討を展開した。

自治省の提示した検討項目に対する自治労としての問題点は次の点であった。

① 長期給付

- ア I 案で示される、給付の決定・支払、掛金・負担金の徴収、積立金の管理、追加費用の徴収、資産について大連合会が行い、あるいは継承する案は、実質地方公務員共済組合を一元化するもので、地方公務員各単位共済の自主的運営を否定することになる。
- イ Ⅱ案にある一定割合(30%)を想定して大連合会が財政調整を行う案については、構成団体の運営を基本にして一定割合の掛金・負担金の徴収及び給付を行うことになるが、 事務の共同処理、二重の事務機構など複雑化する問題が残る。

② 短期給付

短期給付事業は各構成組合に行う。Ⅱ案では、財政調整を行うことにしているが、都市 共済、政令指定都市共済では大部分都市健保の制度であり、財政困難な共済組合だけの財 政調整は困難である。

短期給付は、負担割合の変更、上限設定支払い基金制度の変更、高額医療、老人保険法などの検討と、地域における医療費の高低・医療増嵩対策の強化などと併せて論議が必要である。

③ 構成組合

I 案、Ⅱ 案とも7単位を想定し、そのうち東京都を除く政令指定都市及び各職員共済となっているが、政令指定都市が連合してもメリットが生じてこない。

これらの検討をふまえて、1982 年度の自治労年金集会(昭和 57 年 3 月 17 日~19 日)では、地方公務員共済組合組織にあたっての態度および当面する組織見直しについての対応として、次のような案が提案された。

資料第1-10

「地方公務員共済組合組織にあたっての態度」

(1) 地方自治の確立、地方公共団体の行政の民主化と地方公務員及び家族の生活の安定と福祉の向上のため の職域共済組合として地方公務員共済組合は将来とも堅持する。

- (2)地方自治としての行政組織に合致し共済組合の民主的運営を保障する立場から将来的には組織間の調整・ 連合会等の方法で制度間の共同化・共通化などを図り強力な運営基盤の確立を図る。
- (3) 他の共済組合と相互間協力、社会保障制度拡充強化に向けてのたたかいは国民春闘の制度政策闘争として先頭に立って展開する。

「当面する組織見直しについての対応」

- (1) 当面、現行の共済組合組織を保障するとともに一層民主的運営を図る。
- (2) 長期展望と地方公務員共済組合の基盤を確立するため地方職員共済組合、市町村職員共済組合、都市職員共済組合、各政令都市共済組合で一定の財政プールを図る。(当面、公立学校共済組合、警察共済組合を除く。)
- (3) 財政プールの範囲は、組合員の福利厚生に支障をきたさない範囲で、長期財源率の格差を是正するために行う。
- (4) 従って財政プール機関は、調整機能が可能な規模として組織拡大にならないことを配慮する。
- (5) 追加費用の不均衡の実額交付を前提に段階的に調整を図る。

3 関係審議会の審議状況

(1) 地方公務員共済組合審議

地共法及び地共政令の改正については、地共法において地共審(地共法に基づく自治大臣の諮問機関)に諮問することが義務づけられているため、自治大臣から前記修正後の自治省案が地共審に対して諮問された。

地共審においては、正式諮問を受けた 2 月 14 日に先立ち、1 月 14 日に事前概要説明を受ける等の準備審議の後、2 月 14 日、2 月 23 日、3 月 7 日と慎重な審議を重ねたのち 3 月 10 日に自治大臣に対し、次(資料第 1-11)のような答申を行った。

地共審の審議においては、先に述べたような共済組合関係者、自治労、地公労等との間で の論議された事項がやはり審議等の対象となった。

また、地共審における審議とほぼ同時に国家公務員共済組合審議会においても国家公務員 共済組合と公共企業体職員共済組合とを統合するとの国共法の改正案が審議されている最中 であった。さらにこれより先、自由民主党公的年金調査会において、国家公務員共済組合と 公共企業体職員共済組合の統合の次は地方公務員共済組合と国家公務員共済組合とを統合す るとの考え方が明らかにされていた。このため、これらとの関係から地方公務員共済年金制 度を今後どのように考えるべきかに論議が集中した。

一方、国共法改正案を審議する国家公務員共済組合審議会の審議も難航していたため、地 共審が先に結論を出すことについて問題ありとする一部委員の意向もあって審議をどう進め るかについても問題とされた。

このような審議経過を反映して、地共審の答申は、極めて強い調子の少数意見が付された ほか、国家公務員共済組合と公共企業体職員共済組合との統合に関連し、国鉄職員共済組合 の救済問題についてもふれる異例ともいえる内容のものとなった。

資料第1-11

答 申 第 1 号 昭和58年3月10日

自治大臣 山 本 幸 雄 殿

地方公務員共済組合審議会 会長 内 山 鐵 男

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案について(答申)

昭和58年2月14日付け自治福第18号をもって諮問のあった標記のことについて、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

1 地方公務員共済組合の長期給付に係る財政単位の一元化及び一定程度の資金集中の必要性は認められる。 また、定年制度の実施に伴う長期給付の特例措置については、妥当なものと認められる。

ただし、諮問された地方公務員共済組合連合会設置案については、人事を含む組織運営、事業等について加入組合による民主的運営が損なわれるおそれがあり、また、財政単位の一元化のためには、基金のようなものの設置によっても充分対処できるものでもあるので、反対であるとの強い意見があった。

2 連合会を設置する場合、その運営については加入組合による民主的運営が確保され、また、福祉事業等加入組合の事業運営に支障を生じないよう具体的に配慮する必要がある。

連合会の設立に際し、公立学校共済組合及び警察共済組合を当分の間加入しないものとすることについて、不適当ではないかとの意見もあったが、両組合の特性や従来の経緯にかんがみ、当面やむを得ないものと認められる。今後加入にあたっては、両組合と充分協議の上、合意することが望ましい。

3 国家公務員共済組合及び公共企業体職員等共済組合の統合が検討されているほか、公的年金制度全体の将来の統合問題が検討されているが、地方公務員共済組合の特色、沿革等の諸事情に充分配慮し、これを維持することを基本とすべきである。

したがって、単に国鉄共済組合の救済を目的とする共済組合の統合に地方公務員共済組合を参加させる構想があるとすれば、それには反対である。

(2) 社会保障制度審議会

社会保障制度に関する法律の制定、改廃については、社会保障制度審議会設置法によって、 社会保障制度審議会(以下「制度審」という。)の審議を得ることとされている。従って、地 共法等の改正についても制度審に諮問し、その答申を得ることが法律案を国会に提出する前 提とされている。このため、連合会設置等に係る地共法改正案については、地共審の答申を 得た後、制度審に諮問することになった。しかしながら、地共審の審議に時間を要し、一方、 法律案の国会提出の期限が迫ってきたため、地共審の答申を得る前の2月28日に制度審に 事前諮問し、併行して検討をお願いするという異例の諮問となった。

制度審においては、諮問した 2 月 28 日のほか、3 月 7 日、3 月 14 日と複数回にわたり、 慎重な審議が行われた。

その際、自治省に対しては、公的年金制度改革との関係、公立学校共済組合及び警察共済 組合が当面連合会に加入しないこととした理由、地方公務員共済年金の将来見通し等につい て質疑が行われた。

制度審は、これらの審議を重ね、地共審が答申した後の3月15日に次のとおりの答申を 行った。この答申においては、連合会の設立についてはこれを評価するとともに、公立学校 共済組合及び警察共済組合の連合会への早期加入が求められた。

資料第1-12

総 社 第 2 8 号 昭和 58 年 3 月 15 日

自治大臣 山 本 幸 雄 殿

社会保障制度審議会 会長 大河内 一男 囙

地方公務員等共済組合法の一部改正について(答申)

昭和 58 年 2 月 28 日自治福第 28 号で諮問のあった標記の件について、本審議会の意見は下記のとおりである。

記

今回諮問のあった地方公務員共済組合連合会の設立は、小単位に分立している地方公務員共済組合について、 その長期給付に関し原則的に財政単位を一元化しようとするものとして一応評価する。しかしながら、公立学 校共済組合及び警察共済組合の二組合が加入していないことは遺憾であり、その早期加入を期待する。また、 連合会の運営については、実情に即し、広く組合員の意向が反映されるように留意されたい。

いわゆる定年法の施行に伴う定年退職者に係る長期給付の特例については、当面の経過的措置としてやむを 得ないものと考える。

4 国会における審議状況

- (1)昭和58年2月18日に自由民主党公的年金等調査会に対し、改正案の概要説明が行われたが、その際、一部の国会議員から次のような意見が出された。
 - ア 年金財政の一本化だけでなく、というよりその前に給付と負担に関する年金制度の見直 しを行うべきである。
 - イ 年金財政が悪化するのは、地方公務員の給与や定数に問題があるからであり、財政単位 を一元化して財政困難な共済組合を救済するのは、そのような地方団体を助けるものであ り、不適当である。

公的年金等調査会に続いて、3月8日には自由民主党地方行政部会に説明を行われたが、公的年金等調査会と同様な強い反対意見が出され、3月15日に再度地方行政部会が開催された。しかしながら、なお一部の議員の反対が強く、了解が得られにくい状況であったが、法律案の国会提出期限が迫っていたので、地方行政部会としては次のように取り扱うこととされた。①国会への法律案の提出は了承する、②問題点を詰めるため、部会内に小委員会を設けて検討する、③小委員会で反対議員の納得が得られないうちは国会の委員会での審議には入らない。

このため、直ちに部会に小委員会を設け、2回にわたる審議において問題点について十分 説明し、ようやく了承を得ることができた。この間、政務調査会審議会、総務会等の了承も 得られた。

(2) 法律案は、3月19日の次官会議、3月22日の閣議を経て、同日付けで衆議院に提出された。

この国会は、5月26日までが会期とされ、その後参議院議員選挙が行われるため、会期延長はないという国会で、日程的に厳しい状況にあった。さらに国家公務員共済組合法の一部改正案(公企体共済法の国共法への統合)も国会に提出されていたため、これとの横並びと

いうことで衆議院議院運営委員会では保留され、なかなか委員会審議に入ることが出来ない 状況であった。

5月10日になり、衆議院本会議で国共法改正案とともに趣旨説明、質疑が行われ、ようやく地方行政委員会に付託された。

しかしながら、会期はあますところ 2 週間しかなく、この間に衆、参両院の審議を経て成立させることは、時間的にも大変難しいという状況にあったが、各党の交渉が行われ、法律案の重要性が理解され、結局 5 月 13 日衆議院地方行政委員会、5 月 17 日同本会議、5 月 19 日参議院地方行政委員会、5 月 20 日同本会議というスピード日程で審議を終了し、無事成立をみることが出来た。このことは、関係者間で大変な努力が払われ、また特段の理解があった結果であり、特筆すべきことであった。

なお、国会における審議状況については、それぞれの会議録(資料編3)を参照されたい。

第3節 連合会の設立

1 設立委員会、設立準備室等の設置等

(1) 設立委員の選任

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和58年法律第59号)附則第3条第1項及び第2項の規定に基づき地方職員共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合からそれぞれ選任された、次の5人の地方公務員共済組合連合会設立委員(以下「設立委員」という。)が設立準備にあたることとなった。(設立委員)

 地方職員共済組合理事長
 内山鐵男

 東京都職員共済組合理事長
 横田政次

 大阪市職員共済組合理事長
 池田榮三郎

 仙台市職員共済組合理事長
 島野武

設立委員の責務は、同法附則第3条第3項の規定に基づき昭和59年2月29日までに、地 共法第38条の3第1項各号に掲げる事項について定款を定め、設立後最初の事業年度の事 業計画及び予算を作成し、その定款、事業計画及び予算について自治大臣の認可を申請する ことである。

(2) 設立委員の会議等の開催

① 第1回の設立委員の会議は、昭和58年8月10日自治省特別会議室において開催された。まず、設立委員の会議の運営の手続を定める「設立委員の会議規則」が決定され、同規則第2条の規定に基づき設立委員の互選により、地方職員共済組合理事長 内山鐵男が議長に選任された。

次いで、設立準備のための事務の進め方及び費用等について審議が行われた。

- ② 第2回の設立委員の会議は、同年10月21日麹町会館において開催され、連合会の組織及び所要経費等について審議が行われた。
- ③ 第3回の設立委員の会議は、昭和59年1月17日麹町会館において開催され、連合会定款(案)並びに昭和59年度事業計画及び予算(案)の概要等について審議が行われた。
- ④ 第4回の設立委員の会議は、同年2月15日麹町会館において開催され、連合会定款並びに昭和59年度事業計画及び予算が決定された。
- ⑤ なお、設立準備を進めるにあたっては、関係共済組合等と十分な協議が必要であるので、 設立委員が所属する共済組合等の事務局長による設立準備のための事務局長会議が必要 に応じ開催され、協議を行いながら設立準備が進められた。

(3) 設立準備室の設置

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和 58 年法律第 59 号)の施行後、直ちに設立の準備が始められた。設立委員の行う連合会の定款作成等の事務をはじめ設立に必要な事務は設立準備室を設けて行うこととなったが、設立準備室が発足するまでの間は地方職員共済組合事務局がその業務を担当した。

設立準備室は、昭和 58 年 10 月 25 日に地方職員共済組合事務局内に設けられた。 その役割は、連合会の設立に備えて次のような業務を行うことにあった。

- ① 設立委員が行う定款、最初の事業年度の事業計画及び予算の作成並びに認可申請に係る 事務に関すること。
- ② 連合会の組織規程等業務を行うために必要な諸規程等(案)の作成に関すること。
- ③ 事務所の決定及び整備等に関すること。
- ④ 職員の派遣等について関係共済組合等との協議及び調整等に関すること。

2 定款等の認可

連合会の定款並びに昭和59年度事業計画及び予算は、昭和59年2月28日、設立委員連名で自治大臣あて認可申請され、3月14日自治許第43号をもって自治大臣により認可を受けた。この手続きを経て、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和58年法律第59号)附則第3条の規定に基づき、同法の施行日である昭和59年4月1日に、連合会が設立された。なお、定款、役員の就任並びに昭和59年度事業計画及び予算の要旨の公告は、4月1日に官報により行われた。

3 事業の開始

(1)役員の任命

連合会の設立により、昭和 59 年 4 月 1 日、理事長に内山鐵男が、常勤監事に中野敏夫、 非常勤監事に宮原宏一郎及び折原有朋が自治大臣から任命された。

また、同日、理事長が自治大臣の認可を受けて、常勤の理事に荒井紀雄、非常勤の理事に原徳安、池田榮三郎及び丸山康雄を任命した。

(2) 諸規則・規程の制定及び職員の配置

地方公務員共済組合連合会運営規則及び地方公務員共済組合連合会運営審議会会議規則は、昭和59年4月26日、第1回運営審議会の議を経て制定され、また、次のような連合会業務のために必要な諸規程が昭和59年4月1日付けで定められた。

地方公務員共済組合連合会事務局組織規程

地方公務員共済組合連合会文書規程

地方公務員共済組合連合会事務局職員就業規則

また、地方公務員共済組合連合会監事監査規程は、昭和 59 年 6 月 29 日、監事の会議の議 を経て制定された。

職員については、昭和59年4月1日付けをもって、総務部長及び業務部長等23名の職員が配置された。

(3) 事務所の決定及び設立の登記

地共法の定めにより、主たる事務所は東京都に置くこととされ、定款第4条により、事務 所の所在地は、東京都千代田区平河町2丁目7番4号に置かれた。

また、地共法第38条の9第1項において準用する同法第29条第1項の規定に基づき、連

合会の設立登記を昭和59年4月2日に完了した。

(4) 設立披露記念事業の開催

地共法の一部改正法案が国会で成立したことに伴い、連合会の設立に向けて、種々の準備が進められてきたが、関係各位のご尽力のお陰によって自治大臣の認可も下り、昭和59年4月27日(金)正午から「設立披露」が麹町会館1階ホールにおいて開催された。

来賓として、衆・参国会議員、自治事務次官をはじめ、政府関係者、各構成組合(89組合) の役員、全日本自治団体労働組合中央本部役員、自治省外郭団体関係者及び取引金融機関な ど関係者約300人の出席があった。

披露は、内山理事長のあいさつにはじまり、土屋自治事務次官の来賓祝辞と市町村連合会 の池田理事長の乾杯により厳粛に進められた。

また、政務多端のため欠席となった田川自治大臣をはじめ、多数の祝電が披露され、設立披露は盛会裡に無事終了した。

(5) 運営審議会の開催

連合会は、組合の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るために設立されたものであるが、その事業の運営によっては、地方公共団体又は組合員の福祉に直接影響を及ぼすこととなる。したがって、その運営については、地方公共団体、各組合及び組合員の意向を反映させることができるよう、それぞれを代表する者が運営に参加する必要がある。このため、地共法の規定により運営審議会が設置されている。この運営審議会の委員には、地共法第38条の4の規定により地方公務員共済組合及び連合会の業務について広い知識を有する組合員のうちから自治大臣が任命することとされているが、同時に、その半数は、組合員を代表する者でなければならないとされているなど、適切な運営に資するよう配慮されているところである。

また、①定款の変更、②運営規則の作成及び変更、③毎事業年度の事業計画並びに予算及 び決算、④重要な財産の処分及び重大な債務の負担については、運営審議会の議を経なけれ ばならないこととされている。

このほか、運営審議会は、理事長の諮問に応じて連合会の業務に関する重要事項を調査、審議し、又は必要と認める事項について理事長に建議することができることとされている。

14名の委員のうち、昭和59年4月1日をもって自治大臣から13名の委員が任命され、残る1名は同年9月10日をもって任命された。

その後、平成2年4月1日をもって公立学校共済組合及び警察共済組合の連合会加入に伴い、委員を8名増員して22名とされた。

第1回の運営審議会は、昭和59年4月26日に麹町会館で開催された。

運営審議会の会議の概要は、次のとおりであった。

先ず、議事に入る前に、委員のうち最年長者である島野委員が仮議長に指名され、仮議長の下で会長に横田委員を選出した。

次に、会長は、会長に代わって職務を代理し又はその職務を行う者として、島野委員及び 仲吉委員を指名した。 次いで、内山理事長から次のことについて、報告とあいさつが行われた。

- ① 連合会設立までの経緯について
- ② 事務所の決定について
- ③ 昭和59年度事業計画及び予算の概要について
- ④ 連合会の事務に要する経費を賄うための債券引受け手数料について

その後、会長から運営審議会の各委員の、理事長から役員及び幹部職員の紹介が行われた。 報告事項として、先ず、連合会の定款、次に、昭和59年度事業計画及び予算について、それぞれ報告し了承された。

引き続き議事に入り、運営審議会会議規則及び運営規則が提案され、いずれも出席委員全員の賛同を得て原案どおり決定された。

その他の報告事項として、事務局組織規程及び常勤役員給与規程について説明し報告をした。

なお、昭和59年4月1日をもって任命された委員は次のとおりである。

① 組合員を代表する者以外の者である委員

横田政次(東京都職員共済組合理事長、東京都副知事)

島野 武(仙台市職員共済組合理事長、仙台市長)

木部正雄(東京都市町村職員共済組合理事長、田無市長)

国松一敏(北海道市町村職員共済組合理事長、紋別郡白滝村長)

橋本顕信(地方職員共済組合地方共済事務局長)

高瀬孝夫(地方職員共済組合神奈川県副支部長、神奈川県総務部長)

圓井東一 (大阪市職員共済組合理事長、大阪市助役)

② 組合員を代表する者である委員

仲吉良新(全日本自治団体労働組合副中央執行委員長)

立石 徹 (栃木県職員労働組合中央執行委員長)

長谷川文隆(全日本自治団体労働組合神奈川県本部副委員長)

藤井照生(全日本自治団体労働組合副中央執行委員長)

鈴本比左生(全日本自治団体労働組合福岡県本部厚生事業部長)

服部信夫(名古屋市職員労働組合連合会中央執行委員長)

同年9月10日には次の委員が任命された。

宮部民夫 (東京都労働組合連合会執行委員長)

4 設立時の連合会の構成

連合会は、地方公務員の年金制度の健全な運営を維持するため、年金の財政単位を一元化し、 財政基盤を確立することを目的として設立され、すべての地方公務員共済組合によって組織す ることとされている。しかし、公立学校共済組合及び警察共済組合については、その組合員の 職務の特殊性と組合の規模がそれなりの大きさをもつことから、当分の間加入しないこととさ れ、また、地方団体関係団体の職員については、地方職員共済組合団体共済部の組合員である が、地方公務員の共済年金制度とは別個の年金制度として運営されているため、同様に当分の

間加入しないこととされた。

したがって、昭和59年4月1日の設立時の加入組合及び組合員数は次のとおりであった。

| 加入組合 | 組 合 数 | 組 合 員 数 | | |
|------------|--------|-------------|--|--|
| 地方職員共済組合 | 1 (組合) | 378,488 (人) | | |
| 東京都職員共済組合 | 1 | 176,852 | | |
| 指定都市職員共済組合 | 10 | 214,267 | | |
| 市町村職員共済組合 | 47 | 969,217 | | |
| 都市職員共済組合 | 30 | 163,549 | | |
| 計 | 89 | 1,902,373 | | |

第4節 連合会設立後の経過

1 地方団体関係団体の職員の加入

連合会が設立された当時、地方団体関係団体の職員については、前述のとおり当分の間加入 しないこととされていたが、昭和 60 年の地共法改正において、地方公務員の共済制度について 抜本的な改革が行われた中で、地方団体関係団体の職員の長期給付に係る財政単位についても、 これを契機に一元化されることとなり、地方職員共済組合団体共済部も昭和 61 年 4 月に連合 会に加入することとなった。

また、加入に当たっての連合会に対する払込金については、次に掲げる金額とされた。

- ① 昭和58年度末における責任準備金の現実積立額の15%相当額
- ② 昭和59年度以降毎年度の長期給付積立金の増加額の30%相当額
- ③ ①及び②の金額に係る加入年度の積立金移換時までの利子相当額

2 公立学校、警察両共済組合の加入

公立学校共済組合及び警察共済組合は、次の理由から、連合会設立時から当分の間、連合会に加入しない取扱いとされていた。

- (1) 両共済組合は、他の一般の地方公務員共済組合と異なり、特定の職域の職員をもって組織されていること。
- (2) 両共済組合は、ある程度の規模の組合員を有する組合であること。
- (3) 両共済組合以外の一般公務員のグループに小規模な年金財政単位が相当数あり、これらについて早急に年金財政の一元化を図ることが当面の緊急の課題となっていたこと。
- (4) 文部・警察の両省庁及び両共済組合の関係者からは当初からの加入について積極的な意思 表示がなされなかったこと。

しかし、両共済組合の加入の必要性については、当時の関係審議会の答申においても言及されており、自治省としてはできるだけ早期の加入を求めることが望ましいとの考え方のもとに関係者と十分協議していくこととしていた。

その後、自治省としては、関係省庁等に申し入れを行ったが、関係省庁等からは引き続き検 討するがまだ見通しが立っていない旨の回答があり、協議が整うまでには至らなかった。

しかし、昭和 63 年 12 月 24 日、地共審から両共済組合の連合会への加入についての建議がなされた。これは、地方公務員共済組合制度の年金財政基盤の安定化を図り、公的年金の一元化の目途とされる平成7年以降も地方公務員共済組合制度の自律的な存立が確保されるようにするためには、両共済組合の連合会への加入の実現が喫緊の課題と考えられたからである。そのため、両共済組合の連合会加入により財政単位を一元化するという観点から、平成元年 12 月の財政再計算期においてこの問題の解決を図るべく、関係省庁等の間で協議を進めることとなった。

資料第1-13

○地方公務員共済組合審議会建議(抄)

(昭和63.12.24)

3 地方公務員共済組合の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るため、次期財政再計算期における 公立学校共済組合及び警察共済組合の地方公務員共済組合連合会への加入について、関係者間で早急に協議 を進め、合意を得るよう最大限の努力をすべきである。

地方公務員共済組合制度の年金財政基盤の安定化を図り、公的年金の一元化の目途とされる 平成7年度以降も地方公務員共済組合制度の自律的な存立が確保されるために、両共済組合の 連合会への加入が喫緊の課題であるということについての関係者間の認識の一致はみたものの、 加入に向けての協議を進める上で具体的な問題となった主な点は、連合会の所管問題と両共済 組合の加入に当たっての連合会に対する払込金の取扱いの問題であった。

所管の問題については、自治大臣を主務大臣とし、主務大臣たる自治大臣は定款の変更の認可をしようとするときは、あらかじめ内閣総理大臣及び文部大臣に協議することとすることで決着が図られた。

また、両共済組合の加入に当たっての連合会に対する払込金については、昭和 61 年 4 月に地方職員共済組合団体共済部が連合会へ加入したときと同様に取り扱うこととされた。

以上のような検討を経た結果、関係省庁等の間で協議が整い、両共済組合は、平成2年4月 に連合会へ加入することとなった。

このため、両共済組合の連合会への加入に伴う次のような措置を盛り込んだ「地方公務員等 共済組合法等の一部を改正する法律案」が平成元年3月29日に第114回国会へ提出された。

- ① 長期給付に要する費用については、地方公務員共済組合のすべての職員について、地方 公共団体の長である職員とその他の職員とをそれぞれ単位として算定すること。
- ② 主務大臣たる自治大臣は、定款の変更の認可をしようとするときは、あらかじめ内閣総理大臣及び文部大臣に協議をすること。
- ③ 運営審議会は、委員 22 人以内で組織すること(当時 14 人)。
- ④ 公立学校共済組合又は警察共済組合と地方職員共済組合、東京都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合との間の長期給付に充てるべき積立金の移換は行わないこととすること。
- ⑤ 公立学校共済組合又は警察共済組合は、長期給付積立金に充てるため、所要の額を地共済連合会に払い込まなければならないこととすること。

同法案は、同国会及び第 115 回国会においては実質的な審議は行われず継続審査とされ、同年 9 月に開会された第 116 回国会において審議された。同法律案は衆議院においては同年 11 月 30 日に、参議院においては同年 12 月 15 日にそれぞれ可決され、成立し、同年 12 月 28 日に法律第 96 号として公布された。

3 地方公務員共済組合の数

地方公務員に係る共済組合は、都道府県の職員についてはその職種により、市町村の職員については主としてその所属する市町村の区分等により、それぞれ組織されている。制度発足時の地方公務員共済組合の数は 90 組合であったが、新設、合併等を経て令和 6 年 3 月現在は 64 組合となっている。その経緯は次の年表のとおりである。

| 昭和37年12月 | 地方公務員共済年金制度発足 | 90組合 |
|----------|---------------------------|------|
| 昭和38年 4月 | 北九州市共済が都市共済から指定都市共済に移行 | " |
| 昭和39年10月 | 地方団体関係団体共済設立 | 91組合 |
| 昭和41年12月 | 大阪府衛星都市共済が大阪府市町村共済と合併 | 90組合 |
| 昭和47年 4月 | 札幌市共済が指定都市共済として設立、川崎市共済 | 91組合 |
| | 及び福岡市共済が都市共済から指定都市共済に移行 | |
| 昭和47年 5月 | 沖縄県市町村共済(地方職員共済、公立学校共済、 | 92組合 |
| | 警察共済にはそれぞれの沖縄県支部)設立 | |
| 昭和55年 4月 | 広島市共済が都市共済から指定都市共済に移行 | 92組合 |
| 昭和57年 4月 | 地方団体関係団体共済が地方職員共済と統合 | 91組合 |
| 昭和63年 4月 | 呉市共済が広島県市町村共済と合併 | 90組合 |
| 平成11年 4月 | 鹿児島市共済が鹿児島県市町村共済と合併 | 89組合 |
| 平成12年 4月 | 秋田市共済が秋田県市町村共済、大牟田市共済及び | 85組合 |
| | 久留米市共済が福岡県市町村共済、佐世保市共済が | |
| | 長崎県市町村共済とそれぞれ合併 | |
| 平成13年 4月 | 下関市共済が山口県市町村共済と合併 | 84組合 |
| 平成14年 4月 | 横須賀市共済が神奈川県市町村共済と合併 | 83組合 |
| 平成15年 4月 | 甲府市共済が山梨県市町村共済、静岡市共済が静岡県 | 79組合 |
| | 市町村共済、姫路市共済及び尼崎市共済が兵庫県市町村 | |
| | 共済と合併 | |
| 平成16年 4月 | 明石市共済が兵庫県市町村共済と合併 | 78組合 |
| 平成17年 1月 | 大分県都市共済が大分県市町村共済と合併 | 77組合 |
| 平成17年 2月 | 栃木県都市共済及び宇都宮市共済が栃木県市町村 | 75組合 |
| | 共済と合併 | |
| 平成17年 3月 | 岡山市共済が岡山県市町村共済、新潟市共済が新潟県 | 73組合 |
| | 市町村共済と合併 | |
| 平成17年 4月 | 富山市共済が富山県市町村共済、岐阜市共済が岐阜県 | 70組合 |
| | 市町村共済、徳島市共済が徳島県市町村共済と合併 | |
| 平成17年 7月 | 浜松市共済が静岡県市町村共済と合併 | 69組合 |
| 平成18年 7月 | 和歌山市共済が和歌山県市町村共済と合併 | 68組合 |
| 平成19年 4月 | 金沢市共済が石川県市町村共済と合併 | 67組合 |
| 平成20年 4月 | 西宮市共済が兵庫県市町村共済と合併 | 65組合 |
| | 長崎市共済が長崎県市町村共済と合併 | |
| 平成22年 4月 | 熊本市共済が熊本県市町村共済と合併 | 64組合 |

4 創立記念事業

(1) 創立 10 周年記念事業

連合会は、昭和59年4月1日に設立され、平成6年4月をもって10周年を迎えた。平成2年4月1日には、公立学校共済組合と警察共済組合の加入を得て、名実ともに全ての地方公務員共済組合を組織する連合体となった。

平成6年度は、公的年金制度一元化についての本格的な検討が行われると同時に、長期給付財源率の再計算を実施しなければならないという重要な節目の年でもあった。このような状況の中で、連合会は、平成6年4月22日(金)に創立10周年記念事業として、「記念祝賀会」をアジュール竹芝「天平の間」で開催した。

当日は、自治省、文部省及び警察庁の関係者、各構成組合の役員、労働組合の委員長等、 地方六団体の事務総長等、連合会 OB 等関係者約 160 人の出席をいただいた。

(2) 創立 20 周年記念事業

連合会は、平成16年4月をもって20周年を迎えた。

平成 16 年度は、国家公務員共済組合との財政単位の一元化の実施とともに、5年に一度の長期給付財源率の再計算を実施しなければならないという重要な節目の年であった。このような状況の中で、連合会は、平成 16 年 5 月 17 日 (月) に創立 20 周年記念事業として、「記念祝賀会」をホテルルポール麹町「ロイヤルクリスタル」で開催した。

当日は、総務省、文部科学省及び警察庁の関係者、各構成組合の役員、労働組合の委員長等、地方六団体の事務総長等、連合会 OB 等関係者約 280 人の出席をいただいた。

5 連合会の役割

(1) 長期給付業務の技術的・専門的な知識、資料等の提供

① 年金事務機械処理標準システムの提供

連合会は、各共済組合の年金事務の機械処理を行うため、汎用機で稼働する年金事務機械処理標準システム(以下「汎用機版標準システム」という。)の開発を行うとともに、年金制度の変遷に伴って年金相談システム、基礎年金番号事務処理システム、所得制限事務処理システム及び遺族共済年金情報交換支援システム(以下、この項で「各種システム」という。詳細は「参考:被用者年金一元化前のシステム」参照。)の開発を順次行い、それぞれ各共済組合へ提供した。

各共済組合は、この汎用機版標準システム及び各種システムを年金決定事務・支給事務、 統計資料作成事務などに活用していた。

その後、連合会はサーバ上で稼働する年金事務機械処理標準システム(以下「サーバ版標準システム」という。)の開発を行うこととなり、その際に各種システムが有する機能をサーバ版標準システムに集約したうえで各共済組合へ提供した。

参考:被用者年金一元化前のシステム

・年金相談システムの提供

連合会は、各共済組合の年金相談業務の整備充実を図るため、パソコンで稼働する年金相談システムの開発を行い各共済組合へ提供していた。現在はサーバ版標準システムと一体化している。

基礎年金番号事務処理システムの提供

連合会は、日本年金機構と各共済組合との間における基礎年金番号を基本とした情報交換を円滑に行うため、パソコンを利用して異動情報及び提供情報の管理を行う基礎年金番号事務処理システムの開発を行い各共済組合へ提供していた。現在はサーバ版標準システムと一体化している。

・所得制限事務処理システムの提供

連合会は、退職及び障害を支給事由とする共済年金の年金受給者について、所得制限の額の計算に必要な厚生年金保険の被保険者等である間の標準報酬月額及び標準賞与等の情報を日本年金機構から連合会を経由し各共済組合が取得し、正確な支給額の計算を行うために必要な情報を汎用機版標準システムに提供するためのシステムとして所得制限事務処理システムの開発を行い各共済組合へ提供していた。現在はサーバ版標準システムと一体化している。

・遺族共済年金情報交換支援システムの提供

連合会は、65 歳以上の者に係る遺族共済年金の決定年金額及び支給年金額の算定に当たり、他保険者(日本年金機構、国共連合会及び私立共済)で年金を支給する退職・老齢給付及び同一支給事由の遺族給付の額が必要になることから、各共済組合が他保険者との間で、連合会を経由して情報交換を行うためのシステムとして遺族共済年金情報交換支援システムの開発を行い、各共済組合へ提供していた。現在はサーバ版標準システムと一体化している。

② 年金払い退職給付管理システムの提供(被用者年金一元化後)

被用者年金一元化により年金払い退職給付制度が新たに導入されたことに伴い、組合員の標準報酬の月額・標準期末手当等の額及び組合員期間等の記録管理、原票作成、給付算定基礎額の管理、年金の決定及び支給の事務を円滑に行うためのシステムとして「年金払い退職給付管理システム」を開発し、各共済組合へ提供することとした。

③ 住民基本台帳ネットワーク利用システムの開発及び提供

連合会は、各共済組合が住民基本台帳ネットワークシステムを利用した年金受給権者及び加給年金額対象者にかかる生存・異動等の本人確認事務を円滑に行えるよう、各共済組合と都道府県知事が本人確認情報処理事務を委任する指定情報処理機関との間における情報交換業務のため、住民基本台帳ネットワーク利用システムの開発を行い各共済組合へ提供している。

④ 個人番号管理システムの提供

マイナンバー制度の導入により、年金分野においてもマイナンバーを活用することとなった。連合会では、各共済組合において、年金受給権者及び源泉控除対象者等に係るマイナンバーを安全かつ確実に管理・運用し、年金事務機械処理標準システム及び地方公務員共済組合番号システム等との連携に対応するためのシステムとして「個人番号管理システム」を開発し、各共済組合へ提供することとした。

⑤ 調査、研究、普及事業

各共済組合の業務に役立てるよう、組合員等現況調査、年金事務担当者研修会、年金・ 社会保障制度研究セミナー、全国説明会、年金業務関連等の情報収集及び提供(地共済連 合会情報)、広報誌等の普及事業を行っている。

(2) 長期給付の保険料率の算定(被用者年金一元化まで)

共済年金については、年金財政が長期にわたり安定的に運営され、確実に給付が行われるよう、長期的な展望をもって保険料率を算定し、財政運営を行っていく必要があり、少なくとも5年に一度、財政再計算を行い保険料率の算定を行うこととされていた。

地方公務員共済組合では制度発足以来、平成 26 年度までに 11 回の財政再計算が行われており、平成 16 年度の財政再計算からは、国家公務員共済組合との財政単位の一元化が行われている。

(3) 退職等年金給付に係る付与率・保険料率等の設定(被用者年金一元化後)

被用者年金一元化に伴い、公務員共済年金の職域年金相当部分が廃止され、新たに年金払い退職給付(退職等年金給付)制度が導入された。

この制度の実施にあたっては、「付与率」、「基準利率」、「終身年金現価率」、「有期年金現価率」及び「保険料率」を連合会定款で定めることとされている。また、年金財政上の剰余不足の状況を把握するための財政検証を毎年実施するほか、給付に要する費用を定める財政再計算を少なくとも5年に一度実施することとされており、制度発足以来、令和5年度までに2回の財政再計算が行われている。

(4) 長期給付積立金の管理・運用(被用者年金一元化まで)

連合会は、組合の長期給付事業が円滑に行われるよう、長期給付積立金を積み立てて管理 しており、将来、組合の年金給付のための資金が不足した場合には必要な額を交付すること としていた。

この長期給付積立金に充てるため、連合会は、毎年度各組合の積立金の増加見込額の 30% 相当額の払い込みを受けていた。これらの組合払込金と運用収益を合わせた平成 27 年 9 月末における長期給付積立金額は 18.8 兆円となっていた。

長期給付積立金の運用に当たっては、その資金が組合員の長期給付に充てるための貴重な 財源であることから、安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進又は地方公 共団体の行政目的の実現に資するように運用しなければならないこととされていた。

(5)年金積立金及び調整積立金の管理・運用(被用者年金一元化後)

被用者年金一元化により、これまでの共済年金の積立金である長期給付積立金を、厚生年金保険給付調整積立金(1・2階)と経過的長期給付調整積立金(旧3階)に仕分けるとともに、新たに退職等年金給付調整積立金(新3階)を開始し、それぞれの積立金について管理運用を行うこととされた。

連合会は、組合の年金給付事業が円滑に行われるよう、年金積立金を積み立てて管理運用 し、厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金のための資金や年金給付のための資金が不足した場 合に、必要な額を組合に交付することとしている。

これらの調整積立金に充てるため、厚生年金保険給付調整積立金(1・2階)については、 毎年度各組合の積立金の増加見込額の30%相当額の払い込みを受け、退職等年金給付調整積 立金(新3階)については、毎年度各組合の掛金・負担金収入の5%相当額の払い込みを受 けることとされた。また、経過的長期給付調整積立金(旧3階)については、新規の掛金収 入がないため、組合からの払い込みは受けていない。

また、被用者年金一元化後においては、連合会は、管理運用主体として、各組合の年金積立金の運用の状況についても、管理運用の方針と適合した運用がなされているかを管理するとともに、地共済全体の年金積立金の運用が適切に行われているかを管理することとなった。

(6)預託金の管理・運用

連合会は、平成 11 年度から組合からの申出によりその業務上の余裕金について、預託を受けて運用を行っている。この預託金の運用機関は、厚生年金保険給付調整積立金等の委託運用において利用している投資顧問会社の中から選定し、これと同様の運用管理を行っている。その運用収益は預託した組合に配当することとし、運用状況も組合に定期的に報告することとしている。

(7) 厚生年金拠出金・交付金業務(被用者年金一元化後)

厚生年金の財政は、各年度における、厚生年金給付費全体を政府及び共済組合等が負担することとされている。

共済組合等における毎年度の費用は、厚生年金保険給付費等の総額に基礎年金拠出金保険料相当額を加えた額を共済組合等の負担能力に応じて案分した額を厚生年金拠出金として年金特別会計厚生年金勘定に納付することとされている。

また、この費用は共済組合等に係る厚生年金保険給付費等に要する費用も含まれているため、その額を年金特別会計厚生年金勘定から厚生年金交付金として共済組合等に交付することとされている。

(8)基礎年金拠出金・交付金業務

昭和 60 年の公的年金制度の改正により、20 歳以上 60 歳未満の国民が加入し同一条件の下に給付を受け、負担をする制度として昭和 61 年 4 月に国民年金に基礎年金制度が創設された。基礎年金に要する費用は、各公的年金制度が基礎年金拠出金を拠出することで負担することとされている。

この費用には、本来の基礎年金に要する費用のほか、基礎年金制度創設前に発生した年金給付額のうちの基礎年金相当部分も含まれている。この部分は、各公的年金制度がそれぞれ年金給付として支払う額の中に含まれていることから、その額を年金特別会計から基礎年金交付金として各公的年金制度に交付することとされている。

地方公務員共済組合の場合、連合会が各共済組合から基礎年金拠出金負担金として拠出を

受け、一括して年金特別会計に拠出している。

また、基礎年金交付金についても連合会が一括して交付を受け、各共済組合へ基礎年金交付金支払金として交付している。

(9) 国家公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金に関する業務

平成 16 年 10 月 1 日に施行された「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律」 (平成 16 年法律第 132 号) により、地方公務員共済組合と国家公務員共済組合との財政単位の一元化が行われることとなり、段階的に保険料率の一本化を図るとともに、両共済組合間で財政調整を行うこととなった。これに伴い、連合会は、財政調整拠出金を算定し、同拠出金の拠出又は受入を行うこととなった。

また、被用者年金一元化前の長期給付は、一元化以降、厚生年金保険給付、退職等年金給付及び経過的長期給付に分類されたところであるが、財政調整の仕組みは踏襲されることとなった。

(10) 年金保険者拠出金の納付等(被用者年金一元化まで)

平成2年度から被用者年金制度間の負担調整措置の実施に伴い、すべての地方公務員共済組合に係る負担調整拠出金の拠出及び負担調整交付金の交付を行っていたが、平成9年度から旧三公社共済組合(JR共済・JT共済・NTT共済)が厚生年金に統合されたことに伴い、制度間調整事業が平成8年度をもって廃止され、旧JR共済・JT共済の統合前の期間に係る給付費のうち、物価スライド・再評価といった世代間扶養で賄われる部分から、JR及びJT各社等の職員が厚生年金に支払う保険料の一部で充当される部分等を除いた部分に相当するものについては、被用者年金制度全体で支えあうこととされた。地方公務員共済組合の場合、この財政支援に関する事務は連合会が行い、拠出金は連合会が保有する資金から拠出していた。

(11) 情報共有化システムの提供(被用者年金一元化後)

被用者年金一元化に伴い、年金決定等のために各実施機関が管理する年金記録の情報を各 実施機関間において共有する必要があることや、請求書等の受付事務等に係るワンストップ サービスのため、請求書等の受付及び進捗の状況管理を行う等の必要が生じたことから、「情 報共有化システム」を開発し、各共済組合へ提供することとした。

(12) 保険料(税) 特別徴収に係る情報交換及び収納・納入

介護保険料、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料及び個人住民税については、法 令で定める条件を満たす場合、年金から特別徴収を行うこととされている。

連合会は、当該保険料(税)の年金からの特別徴収に係る各共済組合と市区町村との間の情報交換業務及び各共済組合から市区町村への保険料(税)納入業務の経由機関として、情報交換データの分割・統合及び保険料(税)の分割・納入業務を行っている。また、これらの業務を運営するため、特別徴収システムの開発を行い、各共済組合に提供している。

(13) その他目的を達成するために必要な事業

① 基礎年金の年金請求等及び基礎年金支払代行事務

基礎年金の支払事務は、基本的には日本年金機構において行うこととされているが、公的年金制度に加入した期間が地方公務員共済組合だけのもの等にあっては、支払事務等の一部の事務について、各共済組合及び連合会が行うことができることとされている。

連合会は、各共済組合から送付される基礎年金の年金請求書等を取りまとめ、日本年金機構に送付する事務や裁定結果情報を日本年金機構から一括して受け取り、各共済組合に送付する事務等を行っている。

また、各共済組合の基礎年金支払代行事務のため、連合会は、基礎年金支払代行情報等を日本年金機構から一括して受け取り、各共済組合の基礎年金支払明細一覧表や基礎年金支払情報等を作成し、各共済組合に提供している。

② 諸外国との間における社会保障関係協定事務

国際化の進展による一時的海外派遣者の増加に伴い、社会保障制度への二重加入及び保険料の掛け捨ての事例が増加し、これらの問題を解決するため、諸外国との社会保障協定の締結が進められてきた。

連合会は、協定に基づく連絡機関として、これらの国に派遣される地方公務員に対し、 その者について地方公務員共済組合制度が適用されていることを示す適用証明書の交付 (韓国、フランス及びカナダを除く)等の事務を行っている。

なお、イギリス、韓国、中国及びイタリアを除いた各国の協定では、相手国の年金加入期間を通算し、年金給付等の受給権に結びつけるとともに、相手国の年金給付の申請等を自国の実施機関で行うことができることとなっているため、両国実施機関間において、年金裁定請求書、保険期間証明書等、各種書類の送付事務が発生することとなる。

このため、連合会は、地方公務員共済組合と相手国実施機関等との連絡事務が円滑に行えるよう、これらの連絡事務に係る送付経由事務を行っている。